

利害関係者との関係

要点

利害関係者とは、「福島県教育関係職員倫理規則」(平成12年11月28日制定)第3条により、教育関係職員が職務として携わる以下のいずれかに該当する者をいいます。

- 許認可等を受けて事務を行っている事業者等
- 県からの補助金等の交付の対象となる事業者等又は特定個人
- 立入検査又は監査の対象となる事業者等又は特定個人
- 県が不利益処分の手相手となる事業者等又は特定個人
- 行政指導により、現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
- 教育委員会の権限に属する事務を行っている事業者等
- 地方自治法(第234条第1項)に基づく契約の締結をしている事業者等又は特定個人



知っておくべき内容

利害関係者との間における禁止行為、許される行為については、「福島県教育関係職員倫理規則」に規定していますので、確認しておく必要があります。

- 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けてはならない。(第4条)
 - 利害関係者ととも自己の費用を負担することなく飲食をしてはならない。(第5条)
 - 利害関係者ととも自己の費用を負担することなくゴルフをしてはならない。(第6条)
 - 利害関係者ととも遊技又は旅行をしてはならない。(第7条)
 - 利害関係者から供応接待を受けてはならない。(第8条)
 - また、次にあげる行為をしてはならない。(第9条)
 - ・ 利害関係者から金銭の貸付けを受けること。
 - ・ 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
 - ・ 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - 検査等の際においては、利害関係者ととも飲食をしてはならない。(第10条)
- 教職員一人一人は、相手が利害関係者かどうか、相手方との行為が許されるかどうかなどについて疑問がある場合は、自分勝手に判断せず、上司に相談することが必要です。

教職員に求められること

倫理条例、倫理規則の趣旨を踏まえ、教職員との関係について、職務の執行の公正さに対する地域住民等の疑惑や不信を招くことのないよう十分に注意する必要があります。



関係法令等

- 1 福島県職員倫理条例
- 2 福島県教育関係職員倫理規則

